

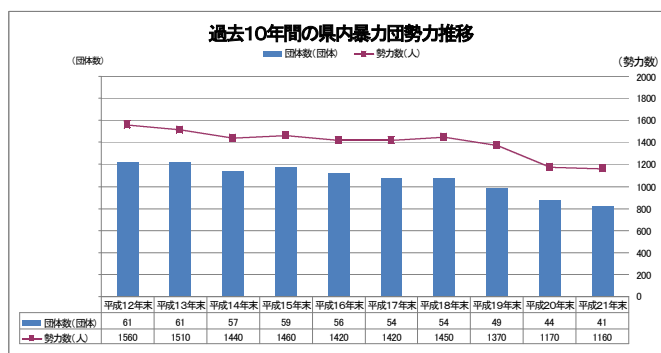
## 三重県の暴力団情勢

### 1 山口組の一極集中化

三重県における暴力団勢力は、平成21年12月末現在、団体数41団体、暴力団構成員等1,160人を把握しており、このうち97.4%を山口組が占めています。

全国勢力を見ても、山口組が全暴力団構成員等の45%を占めており、山口組による一極集中化が進んでいます。

	全 国				三 重 県			計
	団体数	勢 力	構成員	準構成員	団体数	構成員	準構成員	
山口組系	—	36,400	19,000	17,400	39	500	630	1,130
稲川会系	—	9,400	4,700	4,700	—	—	—	—
住吉会系	—	12,800	6,100	6,700	—	—	—	—
その他系	—	22,300	8,800	13,500	2	10	20	30
計	—	80,900	38,600	42,300	41	510	650	1,160



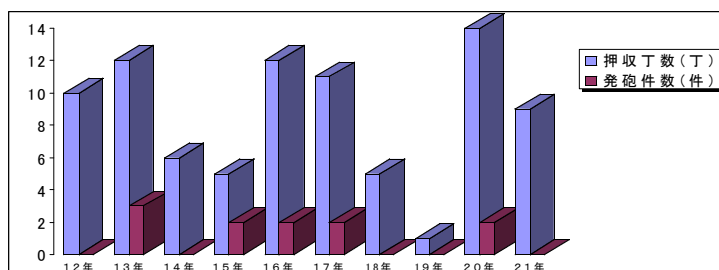
「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいいます。(暴力団勢力数は、暴力団構成員に準構成員を合わせた数)

「暴力団準構成員」とは、暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいいます。

### 2 けん銃使用による凶悪事件等の発生

三重県では、平成16年以降、対立抗争事件は発生していないものの、けん銃使用による凶悪事件やけん銃不法所持事件は依然として発生しており、県民生活へ重大な脅威を及ぼしています。

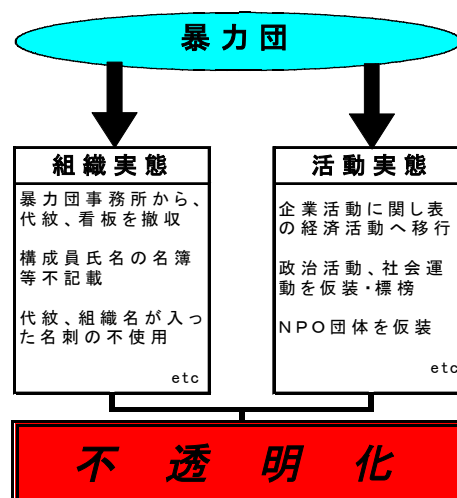
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
押収丁数(丁)	13	7	10	12	6	5	12	11	5	1	14	9
発砲件数(件)	2	0	0	3	0	2	2	2	0	0	2	0



### 3 不透明化する暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤収し、名簿などに構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠蔽する傾向が強まっています。

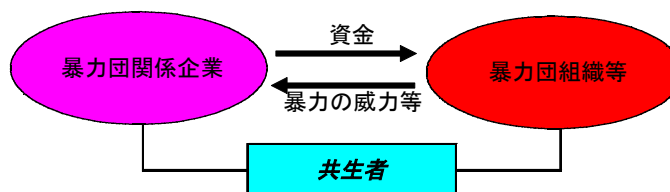
活動形態においても、企業活動や社会運動を仮装、標榜するなど、不透明化傾向が一層顕著になってきています。



### 4 巧妙な資金獲得活動

暴力団による資金獲得活動は、組織的に行使する暴力とその威力を利用しつつ、取締りや暴力団対策法の規制が及ばない領域を探し当て、より大きな資金を獲得することを企図しており、経済社会の変化に対応して、その資金獲得活動の態様を変化させ続けています。

また暴力団関係企業のほか、暴力団に資金を提供し、又は暴力団から提供を受けた資金を運用した利益を暴力団に還元するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力、関与する個人やグループの存在がうかがわれ、これらの者は、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団の威力、情報力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図るなど、言わば、暴力団の共生者として、暴力団の資金獲得活動の不透明化の大きな一因となっています。



### 5 暴力団のいない安全で安心して楽しめる「まち」の実現を目指して

平成4年の暴力団対策法施行後、暴力団取締りにおいて一定の成果を挙げてはいるものの、今なお、暴力団は勢力を維持しつつ、暴力によって県民の安全・安心な暮らしを脅かしています。

このような暴力団による不当な影響を社会が一丸となって排除し、三重県を安全で安心して楽しめる「まち」にしていく必要があります。